感染症による出席停止後の登校許可書

鳥取県立鳥取東高等学校

感染症等治癒後は登校する際に、本許可書を担任に提出してください。

【保護者記入欄】

生徒の学年・組・氏名　　年　　組　　氏名

【医師記入欄】

○をつける	病　名	出席停止期間
	第一種感染症（　　） 新・感染症予防法の一類感染症・二類感染症です。	治癒するまで
	インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後３日経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消失後２日経過するまで
	結核	感染の恐れがないと確認するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと確認するまで
	腸管出血性大腸菌感染症	感染の恐れがないと確認するまで
	流行性角結膜炎	感染の恐れがないと確認するまで
	急性出血性結膜炎	感染の恐れがないと確認するまで
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良好になるまで
	感染性胃腸炎	感染の恐れがないと確認するまで

出席に支障がないものと認めたので、　　月　　日より登校を許可します。

令和　　年　　月　　日

医師名

【学校記入欄】

出席停止期間　　令和　　年　　月　　日　　～　医師の許可があるまで